

大田市告示第119号

大田市マスコットキャラクター及びロゴタイプのデザイン等使用取扱規程（平成25年大田市告示第47号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

大田市長 楫野弘和

様式第1号及び様式第3号中「印」を削る。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。